

地域づくり県土警察常任委員会資料 (令和3年12月17日)

- 1 冬期道路交通確保体制に係る国土交通省との調整結果について

【道路企画課】……2ページ

県 土 整 備 部

冬期道路交通確保体制に係る国土交通省との調整結果について

令和3年12月17日
道路企画課

国土交通省が発表していた「災害級の大雪時は山陰道（鳥取IC～はわいIC間）とこれに並行する国道9号を同時通行止めにする」方針については、沿線地域の孤立を招くなど影響が甚大であることから、鳥取県は再検討を申入れ、12月15日に鳥取県知事と中国地方整備局長との面談を行い、国土交通省は2路線が同時に通行止めとならないように除雪を行うことを確認しました。

1 鳥取県の申入れ

- (1) 日時 12月15日（水）午後4時から（ウェブ会談）
- (2) 申入れ先 国土交通省 多田中国地方整備局長
- (3) 申入れ者 鳥取県 平井知事
- (4) 申入れ内容
 - 山陰道と国道9号の同時通行止めは、鳥取市西部など巨大な孤立集落を招き社会的影響があまりにも大きいため、やめていただきたい。最低限、どちらか一本の道路が必ず通れるようにしていただきたい。
 - 一律の基準を適用して通行止めにすることはやめていただきたい。
 - 広域迂回の呼び掛けを早めに行っていただきたい。

2 国土交通省の回答

- 通行止めが発生するような降雪が予想される際は、広域迂回の呼びかけ等を、近畿・九州地方整備局やNE XCO西日本等を動員して対応する。
- 道路管理者として機動力を最大限に発揮して同時通行止めを防ぎ、極力交通を確保するよう除雪する。一路線の集中除雪によって、一路線の交通を確保し孤立が発生しないよう努める。
- 通行止めは、積雪量等の一定の基準で行わず、路線ごとに除雪、降雪、渋滞状況等を総合的に判断し、関係機関と調整して行う。
- 11月の冬期道路交通確保対策会議の資料を見直し、国・県・市で早急に調整し、情報共有する。

3 今後の予定

12月21日に冬期道路交通確保会議を開催し、除雪の対応について再度確認・情報共有することとし、連携して今冬の除雪を実施する。



国土交通省に申入れする平井知事（画面は多田中国地方整備局長）